平成２６年（フ）第３７６号
和歌山県紀の川市下井阪119番地の１
破産者　有限会社紀泉物流
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９６号
（最後の住所）岡山県倉敷市児島田の口４丁目15番５号
破産者　亡入江賢二相続財産
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３６号
岡山市南区西市348番地、旧住所岡山市南区藤田425番地278
破産者　池田　正章
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５号
山口県柳井市阿月720番地１
破産者　有限会社野村建設
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第９号
山口県宇部市大字沖宇部5253番地
破産者　有限会社今橋組
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１５号
大分県別府市田の湯町14番20号
破産者　株式会社タイテックス
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
大分県別府市野口元町11番25号
破産者　株式会社ネクスト
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第８１号
栃木県佐野市田沼町315番地
破産者　石塚　博司
１　決定年月日　平成27年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第３６号
栃木県佐野市御神楽町626番地２
破産者　若田上水産こと　葛貫　眞人
１　決定年月日　平成27年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第２２８９号
札幌市厚別区青葉町13丁目18番13号、開始決定時の住所札幌市豊平区月寒西４条５丁目１番10―3014号
破産者　武田　幸久
１　決定年月日　平成27年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５号
山形県鶴岡市勝福寺字中通115番地
破産者　佐藤　一男
１　決定年月日　平成27年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第２７号
山形県酒田市上青沢字南ノ前田18番地
破産者　川俣　　純
１　決定年月日　平成27年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第３８４号
埼玉県川口市西川口１丁目29番２―301号三恵西川口ハイツ、旧住所埼玉県戸田市中町１丁目８番地の２　（朝日パリオ戸田中町公園211号室）
破産者　永塚　　明
１　決定年月日　平成27年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４５４号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1230番地55コーポ彩202号
破産者　佐藤　幹雄
１　決定年月日　平成27年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５０９号
埼玉県上尾市五番町９番地５　五番町ハイツ102、旧住所埼玉県桶川市大字上日出谷986番地の26
破産者　原島有里沙（旧姓松尾）
１　決定年月日　平成27年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５５号
長野県安曇野市穂高柏原2411番地７　デュエル吉澤201号
破産者　丸山美由紀
１　決定年月日　平成27年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４９号
岐阜県多治見市旭ケ丘６丁目６番地の26、申立時の住所岐阜県多治見市若松町４丁目57番地
破産者　ピーデーエス　梶田貢央こと　梶田　充洋
１　決定年月日　平成27年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１０７号
愛知県田原市神戸町堀池59番地
破産者　小川建築こと　小川　　貢
１　決定年月日　平成27年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第４７５６号
大阪府豊中市宮山町４丁目２―６　松尾Ⅲ302号、住民票上の住所兵庫県西宮市甲子園七番町13番７―101号
破産者　たじま屋甲子園店こと　髙村　洋介
１　決定年月日　平成27年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部